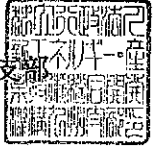


独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構九州支部



平成22・23年度工事等請負業者の一般競争（指名競争） 参加資格審査（追加）の申請受付について（お知らせ）

平成22・23年度を有効とする独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構九州支部の建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務についての契約を締結する場合に係る標記申請受付の申請方法等について、次のとおりお知らせします。

1. 資格審査申請書の受付期間

平成23年2月1日（火） ～ 平成23年2月28日（月）
（当日消印有効）

2. 申請書の郵送場所

総務部経理グループへ「書留郵便」にて提出して下さい。

〒812-0011

福岡市博多区博多駅前2-19-24 大博センタービル10階

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構九州支部

総務部経理グループ 電話：092-411-7832

3. 申請を受け付ける工事種別及び業種区分

（1）建設工事

登録は、次の9業種とし、残りは全てその他として取り扱うこととなります。

1. 01 土木一式工事
2. 02 建築一式工事
3. 05 とび・土工・コンクリート工事
4. 08 電気工事
5. 09 管工事
6. 11 鋼構造物工事
7. 13 ほ装工事
8. 23 造園工事
9. 26 水道施設工事

（2）測量・建設コンサルタント等

- イ. 測量
- ロ. 建築関係建設コンサルタント業務
- ハ. 土木関係建設コンサルタント業務
- ニ. 地質調査業務
- ホ. 補償関係コンサルタント業務

4. 申請書の様式

申請書様式は、中央公共工事契約制度運用連絡協議会「中央公契連」の統一様式、「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事、測量・建設コンサルタント等）」としますが、当機構九州支部ホームページに掲載している様式（建設工事）（測量・建設コンサルタント等）をダウンロードして使用されてもかまいません。

申請書の宛名は、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構九州支部 殿とし、申請書には次の書面を添付して下さい。

（建設工事）

- ア 建設業法施行規則第21条の4による別記様式第25号の12の総合評定値通知書等の写し
- イ 営業所一覧表
- ウ 工事経歴書（総合評定値通知書等の申請に添付した工事経歴書の写しで代替えすることができる。）
- エ 「一般競争（指名競争）参加資格認定通知」送付用封筒（80円切手を貼ったもの）
- オ 納税証明書（提出時以前3ヶ月以内のもの）
直前1年間における法人税又は所得税、消費税及び地方消費税の納入状況についての税務署が発行する証明書
 - ・ 個人の場合：納税証明書式その3又は書式その3の2
 - ・ 法人の場合：納税証明書式その3又は書式その3の3
 - 注1）納税証明書式その3・・・未納の税額がないことの証明
 - 注2）納税証明書式その3の2・・・申告所得税と消費税及び地方消費税についての未納税額がないことの証明
 - 注3）納税証明書式その3の3・・・法人税と消費税及び地方消費税についての未納税額がないことの証明

（測量・建設コンサルタント等）

- ア 営業所一覧表
 - イ 測量等実績調書
 - ウ 技術者経歴書
 - エ 申請者が法人であるときは、商業登記簿謄本、個人にあつては身元証明書
 - オ 営業に関し、法律上必要とする登録の証明書の写し
 - カ 申請者が法人であるときは、審査基準日の直前1年の事業（営業）年度の貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類、個人であるときは、審査基準日の直前1年の事業（営業）年度の貸借対照表及び損益計算書
 - キ 「一般競争（指名競争）参加資格認定通知」送付用封筒（80円切手を貼ったもの）
- ※上記エ～カについては「現況報告書」によりこれに代えることができます。

5. 登録の要件

申請書を提出した業者が次の各号のいずれかに該当する場合はその登録を拒否します。

- （1）申請書若しくは申請書に添付した書類中における重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているとき。
- （2）契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- （3）経営状態が、著しく不健全と認められる者
- （4）申請書の提出前2年以内において次の、1）～6）までのいずれかに該当すると認められる者
 - 1） 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

- 2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - 3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - 4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - 5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - 6) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
6. 資格審査結果については、後日、文書にて通知をいたします。
7. 資格の有効期間
資格認定の日から平成24年3月31日までとします。
8. その他
申請については、下記を参考にして下さい。
- イ. 建設工事の登録を希望する方は、資格審査の申請日の直前に受けた総合評定値通知書等を提出していただきますが、資格審査の申請時の1年7ヶ月前の日（今回申請にあっては平成21年7月31日）以後を基準日とする総合評定値通知書等でなければならないので注意して下さい。
- ロ. 申請書の様式については
1. 「中央公契連」統一様式又は当機構九州支部様式（ホームページ掲載）に限ります。ただし、別途作成済みの工事経歴書等を添付する場合は、指定用紙に「別添のとおり」と記入して下さい。
 2. 指定用紙が不足する場合は、同じ規格（A4）のもの（コピーでも可）で作成して下さい。
- ハ. 添付書類は、欠落のないように整理し、ひもとじして下さい。
- ニ. 支社又は支店等の登録を希望する場合には必ず本社又は本店等からの委任状を添付して下さい。（様式自由）
- ホ. 代理人による申請は、申請書に代理人の住所、氏名、電話番号を記載して下さい。
- ヘ. 提出資料は、申請書の表紙及び委任状以外は複写でも結構です。

<参考>

「中央公契連」の統一様式は、福岡合同庁舎本館1F 福岡政府刊行物サービス・センター（TEL 092-411-6201）で取り扱っています。

<問合せ先>

九州支部総務部経理グループ（大屋、江口）
TEL 092-411-7832 FAX 092-471-6975